

# 小平市ごみ集積所跡地売払い案内書

令和 7 年度

小平市

この案内書は、小平市がごみ集積所跡地（以下、「跡地」といいます。）の売払いを行うにあたって、購入することができる方や必要書類等について説明するものです。跡地の購入を希望される方は、この案内書をよくご確認のうえ、お申込みいただきますようお願ひいたします。

## 1 購入希望の相談

資源循環課で購入希望の相談をお受けします。お電話での相談も可能です。

受付可能日時	土曜、日曜、祝日、年末年始を除く午前9時から午後4時まで (正午から午後1時を除く)
受付場所	小川東町5丁目19番10号（リサイクルセンター内）
電話番号	042-346-9535

## 2 売払いを実施する跡地について

売払いを実施する跡地は、市が所有する跡地のうち、次の①から③のいずれにも該当しないものです。

- ①公共用地としての活用をする跡地
- ②マンホールなどが存在する跡地
- ③その他（市が売払いに適さないとする跡地等）

購入を希望する跡地が売払い可能なものであるかについては、あらかじめ資源循環課に確認をお願いします。

## 3 跡地を購入することができる方について

跡地を購入することができる方は、購入を希望する跡地に隣接する土地の所有権を有していて、かつ、原則としてその跡地を購入することによって所有する土地が整形地等になる個人又は法人のみです。ご自身以外に隣接する土地の所有者がいる場合は、当該土地所有者の同意が必要です。

## 4 跡地の概算価格について

購入を希望する跡地の概算価格をお知りになりたい方は、資源循環課に確認をお願いします。

## 5 購入のために必要な書類及び申請書

跡地の購入申請にあたって必要な書類は次のとおりです。

## 【必要書類一覧】

対象者	必要書類	部数
□ 全ての方	小平市普通財産売払い申請書	1部
	跡地に隣接する土地（購入を希望する方が所有する土地）の登記事項証明書（全部事項証明書）又は固定資産税の納税通知書（1頁、4頁の写し。共有名義の場合は3頁の共通写しも必要。）	どちらか 1部
□ ご自身以外に隣接土地所有者がいる場合	同意書（隣接土地所有者の署名）	1部 (注1)
	購入される方の住民票の写し（本籍、続柄及び個人番号の記載のないもの）	1部 (注2)
□ 個人の方	購入される方の印鑑登録証明書	1部 (注2)
	購入される法人の登記事項証明書（現在事項証明書）	1部
□ 法人の方	購入される法人の印鑑登録証明書	1部

(注1)…隣接土地所有者が複数名いる場合は、すべての隣接土地所有者から署名をいただきます。

(注2)…共有名義で購入する場合は、すべての名義人分が必要です。

※跡地に隣接する土地（購入を希望する方が所有する土地）が共有名義であって、購入する跡地の名義を同じ共有名義としない場合は、追加の書類が必要になりますので、一度ご連絡ください。

※普通財産売払い申請書については市ホームページからのダウンロードや、資源循環課窓口において入手できます。

※登記事項証明書（全部事項証明書）については登記所（法務局）で取得できます。

※各種証明書類は、発行日から3か月以内のものをご提出ください。

## 6 売買契約の締結及び代金納入について

売払い申請書を資源循環課に提出をいただいた後に、公共施設マネジメント課と跡地の売買契約の締結をしていただきます（注1）。

売買契約を締結し、売買代金を納付後（注2）、小平市において所有権移転嘱託登記を行います。

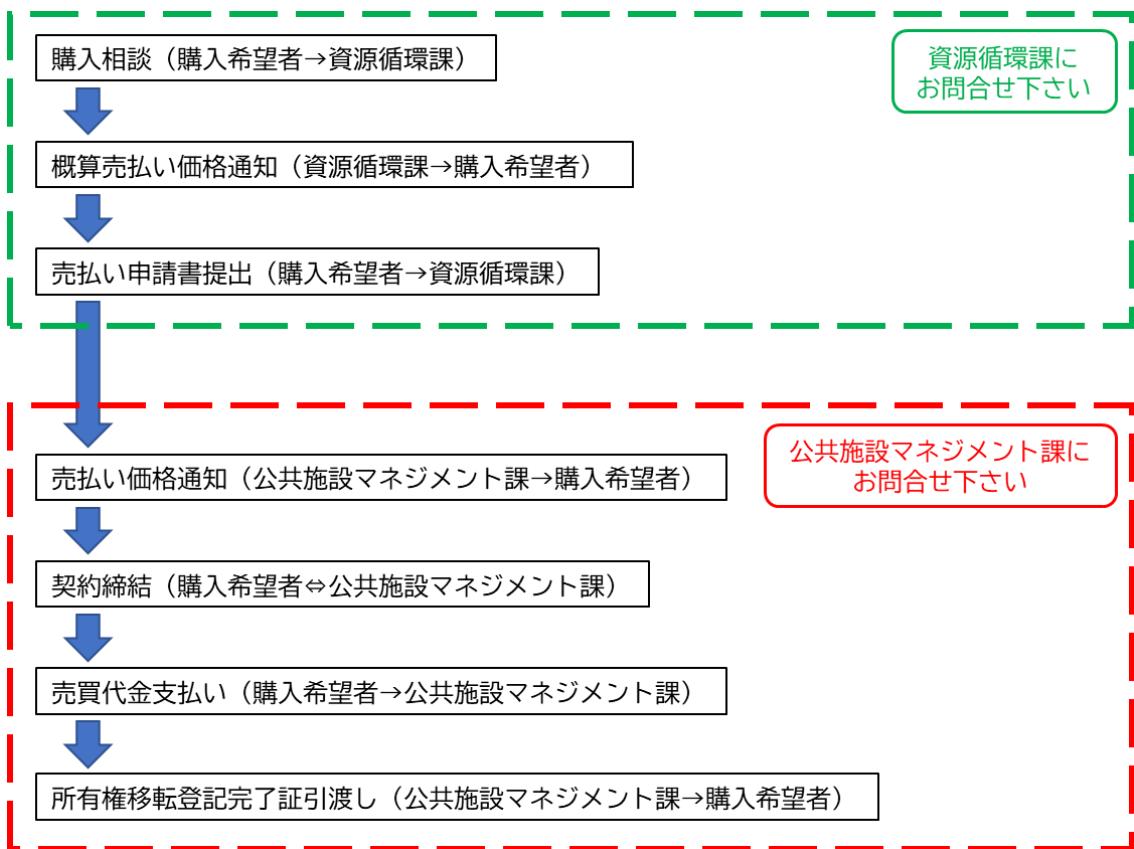
（注1）…売買契約にあたりましては、土地の売買代金のほか、所有権移転登記に必要な登録免許税（印紙にて納付）、契約の締結に必要となる印紙税が必要となります。  
また、所有権移転登記後は、土地の公租公課等が購入者の負担となります。

（注2）…売買代金の支払い期限は、契約締結の翌日から30日以内です。  
また、支払い方法は一括払いのみとなりますので、あらかじめご了承いただきますようお願いします。

## 7 登記関係書類の受領について

所有権移転嘱託登記の完了後、公共施設マネジメント課から登記完了書類などをお渡します。書類を受領していただきますと、跡地の売払い手続きは全て終了となります。

## 8 購入相談から所有権移転までの流れ



## 9 問合せ先

	担当課	電話番号
購入の相談・売払い可能な跡地・概算価格・申請に関すること 及び申請書提出先	資源循環課 〒187-0031 小平市小川東町5-19-10 (リサイクルセンター1階)	042-346-9535
契約に関すること	公共施設マネジメント課 小平市小川町2-1333 (小平市役所2階)	042-346-9557

別記様式第1号（第6条関係）

年　月　日

小平市長 殿

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

小平市普通財産売払い申請書

下記のとおり、普通財産を購入したいので、関係書類を添えて申請いたします。

記

所 在 地	区分	数 量	使用目的	摘要
		$m^2$		

添付書類

- 1 住民票の写し（連名の場合にあっては全員分、法人の場合にあっては法人の登記事項証明書）
- 2 当該財産の案内図、公図の写し及び実測図の写し
- 3 利害関係人の同意書
- 4 印鑑登録証明書（連名の場合は全員分）

同 意 書

年 月 日

小平市長殿

隣接土地所有者

住 所

氏 名

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

隣接土地所有者として下記の市所有地の購入を希望しません。

記

1 売払いをする市所有地

所 在	小平市	丁目	番	m <sup>2</sup>
-----	-----	----	---	----------------

2 同意者の所有する土地の所在地(隣接する土地)

所 在	小平市	丁目	番
-----	-----	----	---

## 記入見本

別記様式第1号（第6条関係）

年　月　日

小平市長 殿

購入される方（・法人）の住所・氏名・電話  
番号を記入してください。

住 所 小平市小川東町5丁目19番10号

申請者 氏 名 小平 太郎

電話番号 042-346-9535

### 小平市普通財産売払い申請書

下記のとおり、普通財産を購入したいので、関係書類を添えて申請いたします。

所在地は地番（住居表示ではありません）  
で記入してください。

記

所在地	区分	数量	使用目的	概要
小平市●●町・・・	雑種地	5. 55 m <sup>2</sup>	宅地化するため	
		m <sup>2</sup>		
		m <sup>2</sup>		
		m <sup>2</sup>		

### 添付書類

- 1 住民票の写し（連名の場合にあっては全員分、法人の場合にあっては法人の登記事項証明書）
- 2 当該財産の案内図、公図の写し及び実測図の写し
- 3 利害関係人の同意書
- 4 印鑑登録証明書（連名の場合は全員分）

## 記入見本

同 意 書

年 月 日

小平市長殿

隣接土地所有者

購入希望の土地に隣接する土地の  
所有者が記入してください。

住 所

小平市●●●・・・

氏 名

小川 花子

電話番号

042-346-●●●●

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

隣接土地所有者として下記の市所有地の購入を希望しません。

記

1 売払いをする市所有地

所 在 小平市 ●●●● ・・・ 丁目 ・・・ 番 ・・・ ・・・ m<sup>2</sup>

2 同意者の所有する土地の所在地(隣接する土地)

所 在 小平市 ●●●● ・・・ 丁目 ・・・ 番 ・・・

1・2ともに  
所在は地番（住居表示ではありません）  
で記入してください。

## 土地売買契約書

買主 ○○ ○○ を甲とし、売主 小平市 を乙として、甲乙間において、次の条項により土地売買契約（以下「この契約」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 乙は、その所有する第2条に掲げる土地（以下「この土地」という。）を甲に売り渡すものとする。

### （売買物件）

第2条 この土地は、次に掲げるとおりとする。

所在地番	地目	地積（公簿地積）
小平市〇〇町〇丁目〇〇〇番〇〇	〇〇〇	〇〇.〇〇m <sup>2</sup> (〇〇.〇〇m <sup>2</sup> )

### （売買代金）

第3条 この土地の売買代金は、総額 金〇〇〇,〇〇〇円（この土地の1平方メートル当たりの単価〇〇〇,〇〇〇円）とする。

2 売買代金については、実測清算は行わないものとする。

### （売買代金の支払い）

第4条 甲は、前条の代金を、乙の指定する支払方法により、契約締結の翌日から起算して30日以内に、その指定する場所において支払うものとする。

### （延滞金）

第5条 甲は、第3条の代金をその支払い期日までに支払わないときは、その翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該代金の金額に年14.6パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を支払わなければならない。

### （所有権の移転及び物件の引き渡し）

第6条 この土地の所有権は、甲が第3条の売買代金の支払いを完了したときに、乙から甲に移転するものとする。

2 この土地は、前項の規定によりその所有権が移転したときに、現状有姿のまま乙から甲に引き渡しがあったものとする。

### （所有権の移転登記）

第7条 この土地の所有権移転登記は、甲による第3条の売買代金の支払後、甲の所有権移転登記請求に基づき、すみやかに乙の嘱託により行うものとする。

- 2 前項の所有権移転登記は、公簿地積によるものとする。
- 3 第1項の所有権移転登記に要する費用は、甲の負担とする。

(契約の費用)

第8条 この契約の締結に必要な費用は、甲の負担とする。

(契約の解除)

第9条 甲又は乙は、この契約に定める義務を相手方が履行しないときは、催告をしないでこの契約を解除することができる。

- 2 甲又は乙は、前項の規定により契約を解除した場合は、自己の受けた損害の賠償を相手方に請求することができる。

(公租公課の負担責任)

第10条 所有権移転登記後におけるこの土地の公租公課その他一切の賦課金は、甲の負担とする。

(契約不適合責任)

第11条 甲は、この契約を締結した後において、この土地に種類、品質、数量に関してこの契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、売買代金の減免請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。ただし、甲が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、売買代金の減免請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除について、引渡しの日から1年以内に乙に対して協議を申し出ることができるものとし、乙は協議に応じるものとする。

(管轄裁判所)

第12条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、乙の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(暴力団等排除に関する特約条項)

第13条 暴力団等排除については、暴力団等排除に関する特約条項に定めるところによる。

(疑義の決定等)

第14条 この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

○○年○○月○○日

小平市小川町二丁目 1333 番地  
乙 小平市  
小平市長 小林洋子